

記入例

ジェイティ健康保険組合 理事長 殿

健康保険 任意継続被保険者 資格喪失申出書

被 保 者 欄	1 申 出 日	令和 99 年 99 月 99 日	
	2 任意継続被保険者の記号及び番号	記号	番号
	3 被保険者生年月日	昭和・平成	年 月 日
	4 被保険者氏名	(フリガナ) ケンボ タロウ (氏) 健保 (名) 太郎	
	5 被保険者住所	郵便番号 9999-9999	電 話 9999-9999 携帯電話 9999-9999-9999

下記の事由に該当するため、次のとおり申出します。

4 資格喪失年月日	令和 99 年 99 月 99 日
5 資格喪失の事由	<p>ア：健康保険または船員保険の被保険者資格を取得するため (1) 新たに加入した健康保険または船員保険の記号および番号 () (2) 適用事業所または船舶所有者の名称および所在地 名称 () 所在地 () (3) 資格取得年月日 (令和 年 月 日)</p> <p>イ：後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の被保険者となったため (1) 後期高齢者医療の被保険者証の被保険者番号 () (2) 都道府県後期高齢者医療広域連合の名称 名称 () 後期高齢者医療広域連合 () (3) 資格取得年月日 (令和 年 月 日)</p> <p>ウ：ジェイティ健康保険組合の資格を喪失することを希望するため ※資格喪失は「健康保険 任意継続被保険者 資格喪失申出書」を当組合が受理した日より資格喪失日が決まります。</p>
6	ア～ウのいずれかを「○」で囲み、ア、イの場合には、新たに加入した健康保険の記号番号等を記入してください。
7 摘要欄	

※ 太枠内を記入してください。

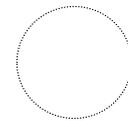
- 1 申出書を提出する日付を記入してください。
- 2 任意継続被保険者の記号・番号を右づめで記入してください。
- 3 申出書の内容に関して問合せをする場合がありますので、必ず記入してください。
- 4 ご就職先等、新たに加入した健康組合から「資格情報お知らせ」または「資格確認書」が交付されている場合は、記載の「資格取得年月日」を記入してください。任意で資格喪失を希望する場合は、申請する年月の翌月1日を記入してください。
※ただし、資格喪失は「健康保険任意継続被保険者 資格喪失申出書」を当組合が受理した月の翌月1日になりますので、記入した資格喪失年月日にならない場合があります。
- 5 任意継続被保険者の資格を喪失した事由「ア」～「ウ」のいずれかを「○」で囲んでください。「ア」または「イ」を選択した場合は、(1)～(3)も記入してください。
- 6 後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の被保険者になったときは、「イ」を「○」で囲んでください。また、65～74歳の方で一定の障害があることによって後期高齢者医療広域連合の認定を受け、後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の被保険者となったときも「イ」を「○」で囲んでください。

《注意》

- ※申出後に資格喪失を取り消すことはできません。
- ※「ア」「イ」を選択された方:資格確認書や高齢受給者証を添付の上、送付してください。
- ※「ウ」を選択された方:この申出書の送付時に、資格確認書や高齢受給者証は添付しないでください。
- ※記入例をご確認のうえ、ご記入ください。

健康保険 如理欄	決裁年月日	令和 年 月 日	証書添付	枚
	常務理事	事務長	審査	担当
			確認書 交付なし	本人 / 家族 名
			還付	
			有・無 (年・半期・月)	

健保受付日付印



【提出前にご確認ください】

●資格喪失の事由で「ア」・「イ」を選択された方のみ、以下の書類を添付の上、送付してください。

(「ウ」を選択された方は、添付の必要はありません。後日、ご案内をいたします。)

- ① 当組合から「資格確認書」の交付を受けている方は、被保険者および被扶養者分すべて添付してください。
※ 高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等も交付されている場合は、添付してください。
※ 「資格情報のお知らせ」は返却不要です。「資格確認書」等を滅失した場合は、当組合までご連絡ください。
- ② 就職先等で新たに加入した健康保険の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しを添付してください。
※ 任意継続被保険者の資格喪失日を決定するために必要です。

<留意事項>

- ① 健康保険の資格を喪失した月の保険料は必要ありません。喪失月以降の月の任意継続保険料が納付済みであった場合は、後日、「還付請求書」をお送りいたしますので、必要事項を記入・捺印のうえ当組合へ保険料還付請求の手続きをしてください。
※ 任意継続の資格を「取得した月」と「喪失した月」が同じ月の場合は、1ヶ月分の保険料が必要となりますので、その月分の保険料の還付はありません。
- ② 就職等により、新たに被保険者資格を取得した日以降について、任意継続被保険者の資格で受診実績が確認された場合は、その間に当組合が支払った医療費等は返納していただくことになります。